

学校法人盈進学園東野高等学校後援会慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は東野高等学校後援会役員及び東野高等学校（以下東野高校と呼ぶ）教職員における慶弔禍福に対して支給する慶弔見舞金について定めるものとする。

(支給対象の範囲)

第2条 支給金及び支給対象は、以下の各号に定めたもの及びその家族等に対して支払うものとする。

一. 弔慰金

ア. 本会役員本人及び1親等以内の親族の死亡。

ア-1 後援会役員のOB・OGの死亡に際しては、特例として役員本人に準ずる。

イ. 東野高校専任教職員の死亡。

二. 見舞金

ア. 本会役員及び東野高校専任教職員が自然災害により甚大な被害を被った場合。

三. その他

ア. 関係団体の慶弔事に対して出席が必要な場合。

イ. その他、会長が必要と認める場合。

(金額及び決定方法)

第3条 慶弔金等の金額は、下記のいずれか、又は両方とするが、その支給金額及び供花については諸般の事情を鑑み、常任理事会若しくは理事会に於いて決定する。但しやむを得ず常任理事会若しくは理事会が開催できない場合は、以下に定められた範囲内において、会長の判断で決定し、その後の常任理事会及び理事会において経緯を説明することとする。

	支給金額	供 花
本会役員本人の死亡	1～3万円	1.5～3万円
本会役員の1親等以内の親族死亡	1～2万円	1.5万円
東野高校専任教職員の死亡	1～3万円	1.5～3万円
自然災害見舞金	1～3万円	
関係団体の慶弔金	1～3万円	
会長が必要と認める場合	1～3万円	

2. いずれの場合に於いても返戻はしないものとする。

(会葬の出席)

第4条 出席及び会葬は、会長が当たることとするが、会長が出席できない場合は理事が出席する。又電報等をもってこれに代えることが出来る。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃については、理事会の承認を必要とする。

- 付則 1 本規程は、平成 27 年 4 月 25 日から施行する。
- 付則 2 本規程は、平成 29 年 7 月 8 日から施行する。
- 付則 3 本規定は、令和 3 年 11 月 27 日から施行する。